

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県久慈市長内町第37地割12番地8

氏名 有限会社陸中商会 代表取締役 沈 松三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成26年 7月10日

許可の有効年月日 平成31年 7月 9日

1. 事業の範囲

中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 - ・鉦さい（石材くずに限る。）
 - ・がれき類
- 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

・移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番）
 イ 設置年月日 平成10年2月2日
 ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
 680t/日（85t/時間）

エ 設置許可年月日 平成21年1月29日

オ 設置許可番号 資循第24-3号

・移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番）
 イ 設置年月日 平成25年5月7日
 ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 613.6t/日（76.7t/時間）
 がれき類 1401.6t/日（175.2t/時間）
 鉦さい（石材くずに限る。）
 1184.8t/日（148.1t/時間）

エ 設置許可年月日 平成25年5月7日

オ 設置許可番号 24盛廃第517-1号

・移動式破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県久慈市夏井町夏井第4地割91番）
 イ 設置年月日 平成25年5月7日
 ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 613.6t/日（76.7t/時間）

(以下、裏面記載)

がれき類 1401.6t/日 (175.2t/時間)
鉋さい (石材くずに限る。) 1184.8t/日 (148.1t/時間)

エ 設置許可年月日 平成25年5月7日
オ 設置許可番号 24盛廃第517-2号
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成元年 7月10日 当初許可
平成16年 7月10日 更新許可
平成21年 7月10日 更新許可
平成25年 6月 3日 事業範囲変更許可
平成26年 7月10日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白